

現場代理人及び技術者等の適正配置について

観音寺市発注工事においては、適正な施工確保のため観音寺市工事請負契約約款（平成19年観音寺市告示第127号。以下「契約約款」という。）及び建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づき現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下に本市発注工事における現場代理人、技術者等に関する留意事項をまとめましたのでご留意願います。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを必要とします。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、特別な場合を除いて工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合※を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所技術者等」という。）及び経營業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

※「特別な場合」とは、「観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（平成26年観音寺市告示第60号）」を参照してください。

2 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額が4,500万円以上、建築一式工事においては9,000万円以上）に設置する主任・監理技術者は、工事現場ごとに原則専任で配置しなければなりません。また、専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務は可能ですが、変更により専任を要する工事に該当することとなる場合でも、当該兼務の継続に支障がないと認めるときは当該兼務を継続することができますが、契約変更で契約金額が4,500万円を超える可能性のある工事との兼務については留意する必要があります。

ます。

(2) 専任の主任・監理技術者の兼務について

専任を要する工事は、主任・監理技術者の兼務は原則できません。ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事等であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合で工作物に一体性が認められるもの等については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらを1つの工事とみなして、同一の主任技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、配置技術者は監理技術者でなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合には、監理技術者はこれらの工事現場に原則専任する者でなければなりません。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者（正社員）であること。

※「8 技術者及び現場代理人の確認資料」を参照

イ 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：法第7条第2号の規定による）

（監理技術者の場合：法第15条第2号の規定による）

ウ「イ」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3 営業所技術者等の取扱いについて

(1) 営業所技術者等とは

法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所技術者等を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所技術者等との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所技術者等との兼務が可能です。

ア 当該事業所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 法第26条の5第1項を満たしていること。また、工事現場と事業所（営業所）がともに観音寺市内で、当該事業所との間で常時連絡をとれる体制にあり、工事現場の職務に

従事しながら実質的に事業所の職務にも従事できること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4 経營業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経營業務の管理責任者とは

経營業務の管理責任者とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所技術者等と経營業務の管理責任者を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼務はできません。ただし、経営規模が比較的小規模な業者の場合でこれらの者の配置を認めなければ、工事の施工に支障をきたす場合に限り、配置を認めることができます。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

所定の要件を満たす場合に限り、経營業務の管理責任者との兼務が可能です。

5 現場代理人と主任・監理技術者との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することが可能です。同一請負契約で兼務した者であっても、別添に基づいて、他工事の現場代理人又は主任技術者等を兼務することができます。

6 技術者等の配置について

技術者等の配置について、別添「現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所技術者等の兼務について」にまとめていますので参照ください。

7 配置技術者等の変更について

現場に配置する技術者の変更は、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則として工期途中での交代を認めていません。これが認められる場合としては、技術者の死亡、病休、退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない大幅な工期延長や工場での製作期間から現場での据付期間に移行する場合等に限ります。

なお、その場合であっても、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件に適合している等）以上に確保されるとともに、監督職員等との協議により、交代時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることを必要とします。

8 技術者及び現場代理人の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び配置技術者等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と同時に提出し確認を受けてください。なお、一般競争入札における主任（監理）技術者については、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の提出と同時に契約担当職員の確認を受けてください。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えませんし、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

現場代理人についても次のいずれかの書類の写しを「工事着手届、現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の届出と同時に提出し、監督職員の確認を受けてください。なお、入札日以前に雇用関係があることが必要です。

- ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属企業名が記載されていること
- イ 雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- エ 源泉徴収簿の写し

(2) 雇用確認基準日

ア 現場代理人

- ・すべての案件で入札執行日前日までに雇用関係があること

イ 主任・監理・専門技術者

- ・専任を要する工事の場合

制限付一般競争入札は公告日、指名競争入札は入札執行日、随意契約にあつては見積書提出日以前に3か月以上の雇用関係があること。

- ・専任工事以外の場合

指名競争入札は入札執行日、随意契約にあつては見積書提出日以前に雇用関係があること。

(3) 配置技術者の資格を証するもの

ア 監理技術者

- ・監理技術者資格者証（表・裏）の写し※所属企業名が記載されていること。
- ・監理技術者講習修了証の写し
- ・経歴書

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- ・経歴書

(4) 雇用期間の特例についての定め

ア) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒

- 常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付、国総建第155号）
- イ) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付、国土建第357号）
 - ウ) 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和6年3月26日付、国不建技第291号）
 - エ) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和5年3月13日付、国土建第601号）

9 その他

現場代理人及び主任（監理）技術者の配置期間は、契約書上の工期を現場代理人の配置期間としますが、完了検査を受けた日の翌日から配置を解くこととしますので、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者になることができます。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は、兼務配置の解除を命じることができることとし、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の営業所技術者等の兼務について

◎兼務可 △兼務不可（特例有り） ×兼務不可

1 同一工事内での運用	主任・監理技術者の専任を要しない工事 【注1】			主任・監理技術者の専任を要する工事 【注2】		
	現場代理人	主任・監理技術者	営業所技術者等	現場代理人	主任・監理技術者	営業所技術者等
現場代理人		◎	×		◎	×
主任・監理技術者	◎		◎ 【注3】	◎		△ 【注5】

2 別途工事との運用		主任・監理技術者の専任を要しない工事 【注1】		
		現場代理人	主任・監理技術者	監理技術者補佐
主任・監理技術者の専任を要しない工事 【注1】	現場代理人	△ 【注4】	△ 【注4】	×
	主任・監理技術者	△ 【注4】	◎	×
	監理技術者補佐	×	×	×
主任・監理技術者の専任を要する工事 【注2】	現場代理人	×	×	×
	主任・監理技術者	×	△ 【注6】	×
	監理技術者補佐	×	×	×

2 別途工事との運用		主任・監理技術者の専任を要する工事 【注2】		
		現場代理人	主任・監理技術者	監理技術者補佐
主任・監理技術者の専任を要する工事 【注2】	現場代理人	×	×	×
	主任・監理技術者	×	△ 【注6】	×
	監理技術者補佐	×	×	×

【注1】 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事）は9,000万円）未満の工事とします。

【注2】 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事）は9,000万円）以上の工事を原則専任とします。

【注3】 営業技術者等が兼務できるのは、工事現場と事業所（営業所）がともに観音寺市内で、当該事業所と常時連絡をとれる体制にあり、工事現場の職務に従事しながら営業所の職務に支障なく従事できると発注者が認めた場合可能です。

【注4】 「観音寺市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

【注5】 建設業法第26条の5第1項を満たす場合に限り、1件のみ兼務可能です。

【注6】 建設業法第26条第3項第1号または第2号を満たす場合に限り、2件まで兼務可能です。

【注7】 同一工事内では現場代理人との兼務は可能です。

【注8】 経営規模の比較的小規模の業者に限り、経営業務の管理責任者は現場代理人を1件に限り、兼務することができます。